

新潟市亀田あけぼの会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 39 号

新潟市亀田あけぼの会館条例を廃止する条例

新潟市亀田あけぼの会館条例（平成 16 年新潟市条例第 76 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。